

備考

右関係各組合は本同盟事業本部を甲心として本年一月より毎月定款金を用いて  
品評會等當業に資し奉つたのであるが愈々左の如き規程の下に各組合の同盟体と  
組織するに至つた。

関東労働同盟會同盟規程

第一条 本同盟は関東労働同盟會の組合員として、事業所を関東労働同盟會に置く

第二条 本同盟は日本労働總同盟の指導下にあり、関係各組合の同盟体として、  
各組合の利益を擁護する。又、社会共同目的の實現を速かつたものとす。

第三条 本同盟は其の目的を達するに必要の順次その事業を行ふ。  
一、加盟組合の共同利益とならば、社会配給事業の研究、及び其の他の各組合、  
二、労働市場、生産品の使用と、其の仕入の發行

三、加工及生産工場施設の設立

同盟會の設立

其の他共同利益の増進に必要なる一切の事業

第四条 前条の目的を達するに必要なる各組合は、其の出資を不平等とし、毎月十日に現金

十日を以て、前条に定めた額を納付する。但し、金は各組合は其の出資金の割

に其の出資額の比に納付するものとす。

第五条 各組合は、本同盟會の事業所を以て、本同盟の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

利益を以て、本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

第六条 本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

第七条 本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の

第八条 本同盟會の事業所を以て、本同盟會の財産を管理し、其の運用を協賛し、其の